

パーソナル・ワークショップ契約書

●●●●（以下「甲」という）とmoribito works 平田浩司（以下「乙」という）は、以下のとおり、パーソナル・ワークショップの契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

- 1 本契約に従い、乙は甲に対して、甲の個人メディア制作に関するパーソナル・ワークショップ（以下「本件業務」という）を行うものとする。
- 2 本契約において、「個人メディア」とは、甲が企画し、甲の負担により契約するレンタルサーバー、および甲の負担により取得するドメインを利用したWEBサイトのことをいう。このWEBサイトは、甲に他の要望がない限りWordPress（ワードプレス）を利用して構築する。このほかに甲が希望する場合は、FacebookページなどのSNSについてもこれに含めるものとする。
- 3 本契約については乙が自身で担当し、甲が了承しない限り再委託を行ってはならない。

第2条（本件業務の内容等）

- 1 乙は自身の経験に基づき、WEBメディアに関する構築・運営ノウハウを甲に教授し、甲の個人メディア構築および運営を支援する。
- 2 乙は、Zoomミーティング等のWEB会議ツールおよびChatWork等のビジネスチャットツールを利用し、甲に対してリモート形式でワークショップを行うものとする。
- 3 乙は、Zoomミーティング等を利用したWEB会議については、甲の仕事の繁閑に配慮し、甲に無理のない日程を設定し、1回当たり1時間程度の丁寧な対応を行うものとする。
- 4 本件業務の適用期間は、本契約締結日から令和●年●月●日までとする（以下「適用期間」という。）。
- 5 乙は適用期間内に、Zoomミーティング等を利用したWEB会議の開催を合計6回まで甲に求めることができるものとする。
- 6 乙はWEB会議のほかにChatWork等のビジネスチャットツールまたはメールを利用した相談を甲に対して求めることができる。

第3条（本件業務の支払）

1. 甲は乙に対し本契約締結後7日以内に、本件業務の代金として金100,000円（消費税別）を全額支払うものとする。
2. 甲は乙が指定した銀行口座に振り込み支払うこととする。振込手数料は甲の負担とする。
3. 甲の都合により途中で解約の場合、乙は既に受領済の代金を甲に返還しないものとする。ただし乙に第4条の履行違反が認められた場合、乙は既に受領済の代金のうち未消化

分を日割り計算にて返還するものとする。

4. 乙の都合により途中で解約の場合、乙は既に受領済の代金のうち未消化分を日割り計算にて返還するものとする。

第4条（信義誠実義務）

1. 甲および乙は、本契約を信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。
2. 本契約書に定めのない事項については、関係法令および信義則に基づいて履行するものとする。

第5条（秘密保持義務等）

1. 本契約において「秘密情報」とは、甲が乙に問い合わせをした時点から契約終了までに、甲が口頭および書面等で開示した情報のすべてをいう。
2. 乙は甲の秘密情報を、甲の事前の文書による承諾なく、第三者に開示してはならない。
3. 乙は、秘密情報が本件業務の遂行上不要となったときには、遅滞なく乙の指示に従った措置（破棄およびその報告等）をとるものとする。

第6条（損害賠償）

1. 乙は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合、本契約の解除の有無に関わらず、本契約の代金を上限として損害賠償責任を負うものとする。ただし、不履行の原因が天災地変その他乙の責に帰すことができない事由であることを乙が証明した場合を除く。

第7条（合意管轄裁判所）

本契約に関する甲乙間の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、委託者および受託者が署名（記名）押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲（受講者）：

乙（主催者）： 神奈川県川崎市○○○○○○○○○○○○○○○○
moribito works
代表 平田 浩司